

# 公告

## (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構横浜センター（JICA 横浜）が、2021 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 横浜 研修業務課（045-663-3221）宛に御願います。

2021 年 11 月 19 日

独立行政法人国際協力機構  
横浜センター  
契約担当役  
所長 中根 卓

## 2021年度国別研修「自治体幹部向け無収水対策」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター(以下、「JICA横浜」という。)は以下の業務について、以下のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

本業務は、南アフリカ共和国の水道事業体職員、省庁及び関係機関カウンターパートに対し、所定の案件目標を達成するべく、オンライン及び対象国にて無収水対策に必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、八千代エンジニアリング株式会社、及び横浜ウォーター株式会社にて構成された共同企業体(以下、「特定者」という。)を契約相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2017年度から2021年度までの期間で、南アフリカ共和国技術協力プロジェクト「IBTC無収水研修能力強化プロジェクト」の受託実績を有しており、同プロジェクト内で類似研修を実施し、参加者より高い評価を得ました。また2021年には日本水道協会と共催し、今回研修対象となる同国の全てのステイクホルダー(省庁、関係機関、水道事業体)と調整を行うと共に、参加者の議論を活発化させ、理解を深める為のファシリテーターとして、3回の合同オンラインセミナーを開催した実績があります。

本研修では、座学だけでなく、実践形式での漏水削減技術等にかかるワークショップも含まれており、開発途上国において、本邦の上記技術がどのように適用できるのかを理解している必要があることから、特定者は、上水道事業に関する技術専門性のみならず、途上国の現場における十分な業務経験が必要であること、研修内で外部非公開となっている省庁管轄の研修センターを利用するため、これに係る調整が必要なこと、さらに同国において水道事業に従事している多様な関係者が研修に参加する予定であるため、同国における水道分野に関する、政策、制度、及び直面している課題解決についての特定者の知見や経験、及び関係者とのネットワークは、研修目標に沿った研修企画をはじめとして、対象国の実情に即した柔軟な研修内容の検討および円滑な運営に役立つと考えます。

また特定者は南アフリカのみならず、数多くの上水道案件事業の受注、実施の実績等、本業務の対象分野に関する高度な知見を有しているだけでなく、本研修事業の目的達成に必要な技術と知見を有する多くの水道自治体や関係機関、講師等の国内及び海外リソースと幅広いネットワークを有しています。これらを総合的に判断し、特定者は本件業務を適切に実施することが可能なほぼ唯一の機関であると判断します。上記を踏まえ、特定者は以下「2. 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、本業務の実施を希望する他の者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 記

### 1. 業務内容

別紙1 研修委託契約業務概要のとおり

### 2. 応募要件

#### (1) 基本的要件:

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
- ② 2021年度オンライン研修を1回目として受託し、2021 年度在外補完研修(実施は2022年度)、についても同一案件を受託可能である者。初年度の業務実施状況に特段の問題がない限り、年度毎に業務量・価格等を見直した上で随意契約を行う予定です。(ただし、研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除く)

#### (2) 資格要件等:

- ① 公示日において、令和 02・03・04 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下「全省庁統一資格者」という。)を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 会社更正法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20年10月1日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「提出者」という。)が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加 意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

  - ア. 提出者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動 等 標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平

成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じ る。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 提出者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)に定める禁止行為を行っている。

### 3. 公募参加確認書の提出手続き等

#### (1) 提出書類

##### A. 全省庁統一資格を有する者

- ① 公募参加確認書(別紙3)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- ② 令和02・03・04年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- ③ 誓約書(別紙4)

##### B. 全省庁統一資格を有していない者

- ① 公募参加確認書(別紙A-3-②)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- ② 登記簿謄本(写)
- ③ 財務諸表(直近1 か年分)(写)
- ④ 納税証明書(その3 の3)(写)
- ⑤ 営業経歴書(過去1 年間の事業実績を示す資料など)
- ⑥ 誓約書(別紙4)

### 4. 手続きのスケジュール

(1)参加意思確認書の提出	提出期間	2021年12月3日正午まで
	提出先	JICA 横浜 研修業務課(担当 磯辺)

(公募参加確認書)		<a href="mailto:yicct1@jica.go.jp">yicct1@jica.go.jp</a>
	提出書類	参加加意思確認書(様式1)、同書の2応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可)
	提出方法	メールによる提出。
(2) 審査結果の通知	通知日	2021年12月10日正午まで
	通知方法	メールによる通知。
(3) 応募要件なしの理由請求	請求期限	2021年12月19日正午まで
	請求方法	メールによる請求。
	回答予定日	2021年12月26日正午まで
	回答方法	メールによる回答。

#### 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します
- (11) 契約書作成の要否:契約金額により、作成しない場合もあります。
- (12) 契約経費:当機構が定める研修委託に係る諸経費(業務人件費、業務管理費)、その他研修実施に必要な直接費(講師謝金、資機材費等)を支払います。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
- (14) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大状況によっては研修の実施日程・方法について変更となる可能性があります。
- (15) 情報の公開について: 本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構公式ウェブサイト上に原則公

表しますのでご承知下さい。また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとなります。

①公表の対象となる契約相手方:

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報 契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から 1か月以内に、所定の様式にて必要な情報をご提供いただくこととなります。

以 上